

日報わーくる掲載基準

《掲載できる内容》

- ① 求人広告（直接求人・間接求人（派遣）・代理店募集・フランチャイズオーナー募集等）
- ② 求人のための各種説明会の開催告知広告（会社説明会など）
- ③ 派遣会社の登録募集
- ④ 求人イベントの開催告知（セミナー・ガイダンスなど）
- ⑤ キャリアアップのための講座受講生募集広告
（ホームヘルパー 英検 英会話 ペン習字 パソコン 秘書検定など）
講座の内容によってはお受けできない場合があります。事前にご相談ください。
- ⑥ 国や県・市などの公的支援、公的助成の対象である基金訓練・就労支援事業など
※⑥の場合は必ず対象となる項目を原稿上に明記する。（例：「緊急人材育成基金事業（基金訓練）認定番号〇〇…」など）認定番号がない場合は発注元の公的機関名を掲出する。
- ⑦ 官公庁団体の求人・雇用に関する広告（最低賃金の改正 人材育成事業のお知らせ 雇用保険について ハローワークの説明会についてなど）

《体裁》

- ① 定型枠（A 枠 B 枠）
 - ・ 所定の原稿用紙に記入（校正はお出しいたしません）
- ② フリー枠（B 枠 C 枠 D 枠 E 枠）
 - ・ 写真・イラスト・社名・各種ロゴマーク（ブランド名・商品名・プライバシーマーク等公的認証マークなど）・イメージ画像（空や樹木等）見出し・小見出し文字のバックにカラー使用可。
 - ・ カラースペースは全体スペースの 50%以下。
 - ・ 見出し文字は黒もしくは白抜き文字。本文に使用する文字は黒。
 - ・ QRコードはスミ 1 色で制作してください。

【注意点】

- ① A・B 枠はフロント面、最終面の指定はできません。
 - ② 連続掲載の値引は、初回申込時の回数に応じて適用されます。
 - ・ 追加申し込みにより結果的に連続になった場合は適応外です。
 - ・ 月をまたぐ場合も連続掲載は適用できます。
 - ・ 連続の場合、原則として掲載途中でのキャンセルはできません。
 - ・ 原則として同一原稿での掲載となります。
 - ③ お申し込みの際に、業務内容確認のため会社資料等を提出していただく場合があります。
- <その他>

① 性別について

- ・ 下記の場合を除いて、どちらか一方の性別のみの求人はできません。
 - ① 厚生労働省の定める3つの適用除外条件に該当する場合
 - ② 女性労働者が4割を下回る事業所における女性の積極採用の場合
- ・ 募集人員の性別限定を暗示するような表現、イラスト・写真は使用できません。

※「欠員により男性営業社員急募」「女性の多い職場です」「主婦の方も多数活躍中」などの表現は、客観的事実であっても原則できません。但し、原稿全体の体裁、文脈から見て募集の間口を広げる意味合いで使用していると認められる場合は掲載できる場合がありますので事前にご相談ください。(例：「託児所完備で子育て中の主婦（夫）の方も安心して働くことができます」など)

② 年齢制限について

- ・ 下記の場合を除いて、年齢制限を設けることはできません。
 - ① 厚生労働省の定める6つの適用除外条件に該当する場合
 - ② 国や県・市など公的機関の施策に基づく特定の年齢層の雇用促進のための求人
- ・ 募集年齢の制限を暗示するような表現、イラスト・写真は使用できません。

※「若い人が多い職場です」「30代が多く在籍しています」などの表現は客観的事実であっても原則できません。但し、原稿全体の体裁、文脈から見て募集の間口を広める意味合いで使用していると認められる場合は掲載できる場合があります。(例：「定年後の方の再就職も大歓迎!」など)
- ・ 年齢制限を表記する場合は、どの適用除外条件に該当するかを原稿内に明記するか所定の申請書を提出してください。
- ・ 日報わーくるでは15歳未満の求人全般の掲載はできません。

<広告主様・広告会社様へ>

※性別・年齢についての法規である男女雇用機会均等法及び改正雇用対策法は、事業主が守るべき規定ですので、同法に反するような広告原稿を入稿された場合は、原稿審査の上改稿のお願い、または掲載をお断りすることがあります。なお特別な事情がある場合は、その内容を確認した上での判断となりますので、事前に新潟日報社編成部審査担当、または地域ビジネス部わーくる担当へ連絡をお願いします。

③ その他の事項につきましては新潟日報広告掲載基準の求人広告の項をご参照ください。